

議案第50号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合同規約の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u>に置く。</p>	<p>(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u>に置く。</p>